平成26年10月21日

法人番号・法人ポータルの利活用研究会 委員各位

> 株式会社TKC 岡田将浩

法人番号制度の利活用について(税理士にヒアリングした結果)

弊社は、税理士(会計事務所)及びその顧客である企業(主に中小企業)向けのシステム を開発・提供しています。

法人番号の利活用に関し、複数の税理士にヒアリングした結果を踏まえ、以下のとおりご 提案いたします。

1. まずは、法人でも、法人番号を利用した行政手続の合理化を促進するための立法措置 (法人番号を利用できる事務を規定する)をお願いしたい。

(1) 番号法第3条(基本理念)では、個人番号及び法人番号の利用の基本的考え方として、 「行政事務の一層の効率化と国民の利便性向上を図る」「個人・法人等から提出された 情報と同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図る」こと等 が掲げられています。

そして、これらの考え方は、個人(個人番号)だけでなく、法人等(法人番号)にも 適用される考え方となっています。

(2) 個人番号については、その性質上、個人番号を利用できる事務を法令で限定列挙する方式をとる一方で、法人番号については、自由に利用できるようになっており、高い利便性が確保されているように見えます。

しかしながら、行政事務の効率化等の観点では、法令に規定せずに、行政機関同士の 情報(特に、所得や納税などに関する情報)の授受・連携は困難です。

その点では、現時点の状況では、法令で利用できる事務が列挙されている個人(個人番号)の方が、行政事務の効率化等のロードマップがより鮮明になっているように感じます。

- (3) 中小企業と関わりが深い税理士の複数名と意見交換したところ、法人番号の利活用においては、まずは「行政手続での公的証明書(登記事項証明書、納税証明書等)の添付省略」を実現してほしいという声が多く聞かれました。
- (4) もちろん、将来的に、「商取引における公的証明書の添付省略」「債権・債務管理業務での活用」「情報閲覧の一元化」等で活用されることにより、法人番号の利活用の効果は最大になると考えられますし、その可能性・アイディアを出すことが当研究会の主目的であることは認識しております。

しかしながら、これらについては、以下の点から、環境整備に時間がかかると思われます。

①「商取引における公的証明書の添付省略」を実現するとなると、例えば金融機関が、融 資先の納税情報(納税証明書)を任意に閲覧できるようにすることになりますが、守秘 義務等の関係から、金融機関が直接納税情報を閲覧できるようにすることは困難と思 われます。

次の方法としては、融資先が随時(または定期的に)税務署等から納税証明書データを取得して一定のサイトに配置しておき、融資先が許可した金融機関等に閲覧させるといったことが考えられますが、この仕組みだと、単純な仕組みとはならず、証明書の使用頻度から見て、大幅な業務効率化にはつながりにくいと考えます。

- ②「債権・債務管理業務での活用」については、インターネットバンキング・電子記録債権関連のデータレイアウトの追加等が必要であり、環境整備に時間がかかると思われます。また、現行の仕組みで創意工夫して業務を効率化している事業者にとってはそれほどメリットを感じない可能性もあります。
- ③「情報閲覧の一元化」に関しては、情報収集者側にはメリットがありますが、仕組みを 構築する情報提供者側には特段のメリットがありません。
- (5) 一方、「行政手続での公的証明書の添付省略」は、情報提供者・情報収集者双方にメリットがあり、比較的実現が容易であると考えられます。

つきましては、まずは「行政手続での公的証明書の添付省略」を第一優先とするロードマップを策定し、その実現に向けた立法措置のご検討をお願いしたいと考えます。

以上